

「海の京都」新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ＜飲食店向け＞

安心・安全な海の京都を目指して



【第1版】

令和2年6月19日

掲載内容は、令和2年6月19日時点のものです。今後、国等による通知等により随時内容を変更します。最新の内容については海の京都ホームページをご覧ください。以下にお問い合わせください。

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社（海の京都 DM0）
電話 0772-68-5055
ホームページ <https://www.uminokyoto.jp/>

「海の京都」新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ＜飲食店向け＞

1. 目的

海の京都では、エリア内の飲食店での飲食を安心して楽しんでもらうため、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定しました。

本ガイドラインは、密接・密着・密閉のいわゆる「三密」を避け、新型コロナウイルスから利用者および事業者自身の生命を守るために事業者等が講じるべき具体的な対策事項を示しています。

事業者は本ガイドラインや業界の定めるガイドラインに基づき感染症対策を講じ利用者にその内容を提示するとともに、利用者にも感染症予防対策に対する理解を求め、利用者と事業者および海の京都DMOが相互に協力して感染症対策に取り組みます。

これらの取り組みにより、①新型コロナウイルス感染症拡大により激減した観光客の回復、②徹底した新型コロナウイルス感染症対策による「安心・安全な海の京都」の発信、③事業者の感染症予防対策意識の向上につなげます。

2. 策定方法

海の京都DMOが、海の京都エリアの各市町、観光協会等観光関係者等の協力と京都府丹後保健所の助言を得て策定しました。

策定に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、業界団体等が策定したガイドラインを参考にしました。

3. ガイドライン

ア) 施設環境の整備

- 施設出入口に手指消毒液や手洗い場（石鹸付き）を設置する。手洗い場にはペーパータオルなど（エアータオル不可）を設置するよう努める。
- テーブルや座席などは利用者が入れ替わる毎に消毒する。また施設内や使用備品等人がよく触れるところもこまめに消毒する。
- マスクを持参していない利用者用のマスクを備え付ける。
- 施設内は、出入口や窓を開放して常時換気に努める。常時の換気が難しい場合はこまめに換気する。
- テーブルやカウンターなどは座席ごとにパーティション等で仕切るか利用者同士の間隔が1メートル（できるだけ2メートル）以上空くように座席のレイアウトを工夫する。
- ビュッフェ形式のような他人同士が大皿で取り分けるような食品提供はしない。（同居家族など既に濃厚接触者の場合を除く）
- 会計レジなど対面する場所は、距離を保ったり、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを用いたりして飛沫感染を防止する。

イ) 事業者が行うこと

- マスクの着用、うがいの励行、手指の消毒・手洗いを徹底する。
- 業務に携わる従業員全員が始業前に検温を実施し、記録する。検温の結果、体温が37.5度以上の場合は業務に従事させない。体調不良の従業員に対し医療機関受診を指示するとともに診察結果を報告させる。
- 人同士の距離を確保する。間隔はマスクを着用した上で1メートル（できるだけ2メートル）以上とする。
- 食事の下膳と配膳を同時にしない。下膳毎の手洗いや消毒を徹底する。
- 会計時等の現金受け渡しはトレー等を使用するなどできるだけ利用者との接触を減らす。可能であれば、キャッシュレス決済の端末を導入する。

ウ) 利用者に求めること

- 発熱等の体調不良がある人は利用しないよう促す。
- 食事中以外はマスクの着用を徹底する。利用者がマスクを所持していない場合は、事業者が備え付けのマスクを提供する。
- 手指の消毒もしくは石鹸による手洗いを徹底する。
- 人同士の距離を確保する。1メートル（できるだけ2メートル）以上とする。（同居家族など既に濃厚接触者の場合は1メートル以内も可）

エ) 感染症が疑われるもしくは発症者が判明した場合

- お客様・従業員に、息苦しさ、倦怠感、高熱等の強い症状が出た場合は、最寄りの保健所に連絡し指示を仰ぐ。
- お客様・従業員に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合は、直ちに所管の保健所に通報し指示を仰ぐ。
- 営業を休止した場合は、海の京都DMOに報告する。

4. コロナウイルス感染症発症に関する通報先

【専用相談窓口】

京都府中丹西保健所（福知山市域の場合）	TEL0773-22-6381（平日 8:30～17:15）
京都府中丹東保健所（舞鶴市・綾部市域の場合）	TEL0773-75-0806（平日 8:30～17:15）
京都府丹後保健所（宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町域の場合）	TEL0772-62-4312（平日 8:30～17:15）
京都府健康対策課	TEL075-414-4726（平日・土日祝 24時間）

5. その他

●注意事項

- ・当ガイドラインの内容は作成時点の情報に基づき作成しています。
- ・当ガイドラインは事業者の対応指針を示すもので、当ガイドラインの情報を用いて行う一切の行為およびガイドラインに起因して生じた損害につき責任を負うものではありません。

●参考にしたガイドライン等

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」【厚生労働省】
- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」【一般社団法人日本フードサービス協会】